

# 【お知らせ】

## 日EU・EPA協定発効前に船積みされた貨物の取扱い

日EU・EPA協定の規定を満たす製品のうち、

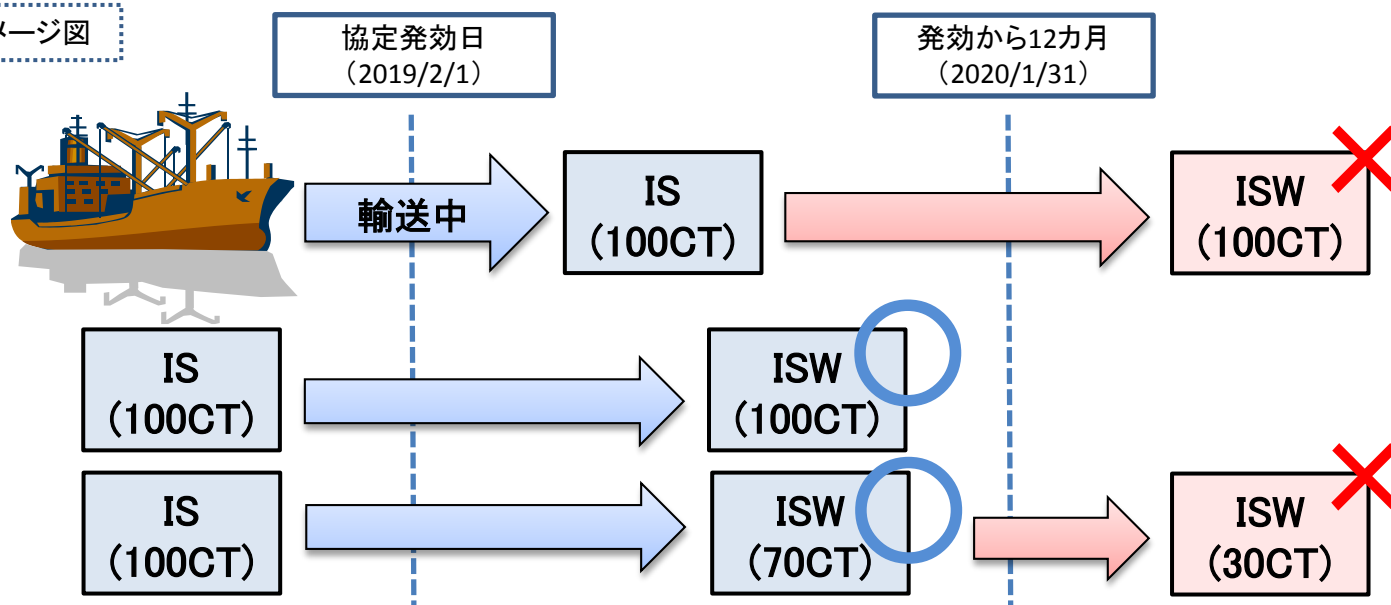
- ・ 同協定の発効日に輸出締約国から輸入締約国に輸送中であるもの
- ・ すでに輸入締約国に到着し保税地域に蔵置されている貨物

を協定発効後に輸入申告する場合は、必要な特惠要求手続(輸入申告)が発効日から12カ月以内に行われることを条件として、日EU・EPA税率の適用が可能です。 【参照条文:第3・29条】

例えば下図のように、発効日(2019年2月1日)時点で輸送中または既に蔵置されている貨物は、発効から12カ月以内(2020年1月31日まで)に輸入申告(ISW)が行われた場合に限り、日EU・EPA税率を適用できます。

2020年2月1日以降に輸入申告(ISW)を行った場合、日EU・EPA税率は適用不可となりますのでご注意ください。

イメージ図



(注)

I S : 蔵入

I S W : 蔵出輸入